

## 宮城県内における福祉サービス第三者評価受審状況

	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	対象事業所数	受審事業所数	受審率	対象事業所数	受審事業所数	受審率	対象事業所数	受審事業所数	受審率
①社会的養護施設	23	5	21.7%	22	7	31.8%	26	2	7.7%
受審義務対象施設	20	5	25.0%	19	7	36.8%	22	2	9.1%
児童養護施設	10			10			13		
(うち地域小規模児童養護施設)	(5)			(5)			(8)		
乳児院	2			2			2		
児童心理治療施設	1			1			1		
児童自立支援施設	1			1			1		
母子生活支援施設	6			5			5		
受審義務対象外施設 (児童自立援助ホーム)	3	0	0.0%	3	0	0.0%	4	0	0.0%
②社会的養護施設以外	3,113	15	0.5%	3,188	20	0.6%	3,258	11	0.3%
保育所分野	405	10	2.5%	421	10	2.4%	435	6	1.4%
障害者・児福祉サービス分野	987	3	0.3%	1,036	8	0.8%	1,088	3	0.3%
障害福祉サービス	718			747			777		
障害者支援施設	38			38			38		
障害児通所施設	222			242			264		
障害児入所支援	6			6			6		
福祉ホーム	3			3			3		
高齢者福祉サービス分野	1,721	2	0.1%	1,731	2	0.1%	1,735	2	0.1%
特別養護老人ホーム	181	2	1.1%	186	1	0.5%	195	2	1.0%
養護老人ホーム	9	0	0.0%	9	1	11.1%	9	0	0.0%
軽費老人ホーム	46	0	0.0%	47	0	0.0%	48	0	0.0%
通所介護	946	0	0.0%	957	0	0.0%	954	0	0.0%
訪問介護	539	0	0.0%	532	0	0.0%	529	0	0.0%
対象事業所全体	3,136	20	0.6%	3,210	27	0.8%	3,284	13	0.4%

※①社会的養護施設：全国共通の評価基準により、全国推進組織(全社協)の認証を受けた評価機関が実施。  
一部(児童自立援助ホーム・ファミリーホーム)を除き、3年に1回以上の受審・結果公表の義務がある。

※②社会的養護施設以外：宮城県が策定する評価基準により、宮城県の認証を受けた評価機関が実施。受審・結果公表は任意。

※対象事業所数：宮城県保健福祉総務課作成「宮城県社会福祉施設等一覧」の各年度6月1日現在による。  
ただし、「高齢者・訪問介護」については、長寿社会政策課作成「介護サービス事業所一覧」の各年度5月1日現在による。  
「保育所分野」における対象事業所数は、認可保育所数である。  
「障害者・児分野」については、同一事業所内で複数のサービスを実施している場合があり、事業所数に一部重複がある。  
「高齢者分野」については、「地域密着型サービス事業所」を含む。また、同一事業所内で「地域密着型」「一般型」等複数のサービスを実施している場合があり、事業所数に一部重複がある。